

判例評釈

漁業協同組合加入承諾等請求控訴事件

(福岡高裁那覇支部判令和 5 年 1 月 31 日判時 2610 号 69 頁)

富山大学学術研究部社会科学系教授 神山 智美

本件は、水産業協同組合法（水協法）18 条 1 項 1 号所定の正組合員資格を満たす漁業者が漁業協同組合（漁協）への加入を申し込んだところ、漁協が、独自の組合員資格審査規程に基づき「漁業を営む意思」が認められないとして加入を拒否した事案である。福岡高裁那覇支部は、水協法が組合員資格について 18 条に具体的な定めを置き、25 条により他の条件を付すことによる加入制限を禁止していることから、漁協が法定要件以外の加入条件を定めることは許されないとした。その上で、資格審査規程 18 条は、法定の漁業日数要件を満たさない新規加入申込者について、一定の場合に例外的に同要件を満たすものとみなすための規定であり、法定要件を満たす者に追加的な資格要件を課すものではないとする。そして、組合員資格を有する者から加入申込みを受けた漁協は、正当な理由がない限りこれを承諾する私法上の義務を負うとして、加入拒否を不法行為と認定した。

漁協は、農協や森林組合とは異なり、経済的事業体であると同時に、共同漁業権を基礎として水産資源を管理する役割を担う。そのため、漁協への加入の可否は、地域や漁業の種類によっては、漁業者が漁業を生業として継続することができるか否かに重大な影響を及ぼす。本判決は、漁協の団体自治には法による制約が及ぶことを明確にし、新規参加者と既存組合員との利害が対立し得る中で、組合員資格審査における恣意的判断を排除する基準を示した点に重要な意義がある。

1. 事案の概要

本件は、原告（X）が、被告（Y）である漁業協同組合（以下「漁協」ともいう。）への加入を申し込んだところ、Y が、正当な理由なく X の加入申込みを拒否したとして、Y に対し、X の加入申込みに対して、承諾の意思表示をすることを求めた。加えて、Y による正当な理由のない加入申込みの拒否が不法行為であるとして、民法 709 条による損害賠償請求権に基づき、逸失利益、慰謝料及び弁護士費用の合計 452 万 6500 円並びにこれに対する原告の加入申込みを拒否した日である令和 2 年 4 月 6 日から支払済みまで民法所定の年 3 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

具体的には、Y は、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号。平成 30 年法律第 95 号

による改正前のもの。以下「水協法」という。)に基づいて設立された漁協である。X は、沖縄県沖縄市に住所を有する漁民であり、Y に加入を申し込んだ者である。

X は、平成 30 年 4 月 5 日付けで、Y に対し、水協法 18 条 1 項 1 号所定の正組合員としての漁業日数要件を満たしたとして、漁協へ組合加入申込書を提出した(以下「本件申込み」という。)。しかし、Y は、X の水揚量が少ないことや他の組合員と漁法が異なることなどを理由に、Y の組合員資格審査規程(以下「本件規程」という。)18 条所定の新規加入申込者の特例にいう「漁業を営む意思」が認められないとして、X の加入を直ちには承諾せず、さらに 1 年間の実績を踏まえて判断することとした。

そこで、X は、Y が X の加入申込みを拒否したことは違法であると主張して、Y に対し、前記加入申込みに対する承諾の意思表示をするよう求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償として逸失利益、慰謝料等の支払を求めた。

一審(那覇地判令和 4 年 2 月 21 日 LEX/DB 文献番号 25621867)は、X は水協法 18 条 1 項 1 号の要件を満たしているとし、さらに、当該要件に加えて「漁業を営む意思」を資格要件とすることは許されず Y による X の加入申込みの拒否は正当な理由によるものではないなどとして、X の主張を認容した。その上で、Y に対し、X の加入申込みについて承諾の意思表示をするよう命じるとともに、X に慰謝料等として 33 万円及びその遅延損害金を支払うよう命じた。

これを受けて、X は損害賠償請求に係る自己の敗訴部分を、Y は自己の敗訴部分を、それぞれ不服として控訴した。

2. 判決内容

「...法 18 条の定める組合員たる資格の要件は組合の私法上の義務の存否を画する基準となっているところ、上記のとおり、法が組合員たる資格について法 18 条に具体的な定めをしつつ、漁業日数要件に係る日数についてのみ同条所定の範囲内において定款で定めることを許容していること、法 25 条が他の条件を付すことによる加入制限を禁止していることを踏まえると、組合がその定款において上記日数の定めほかに法 18 条所定の要件以外の要件(加入条件)を定めることはおよそ許容されていないものと解される。

そして、このような法の趣旨等に加え、原審被告の資格審査規程 18 条が新規加入申込者の特例として所定の要件を満たす場合には 1 年間に限り「漁業を営む日数」が「資格要件に該当するものとみなすことができる」と定めていることからすれば、同条の規定は、法 18 条及びこれを受けた定款において具体的に定められた漁業日数要件を満たさない新規加入申込者について、漁業を営む意思を有し、他の正組合員等と同程度の操業を行うと客観的に認められることを条件に、組合が例外的に 1 年間に限って上記漁業日数要件を満たすものとみなすことができることとしたものと解すべきである。」

「...法は、地区内漁業者の生産活動の場を規制する管理漁業権の主体として発生した漁業協同組合の歴史的沿革を踏まえ、漁業協同組合が経済的事業体としての発展を目指す一方

で漁業権管理団体としての役割を担うものであることに鑑み、組合員資格については定款によらずに法律により規律することとしたものと解されるのであって、このような目的の下で組合の団体自治権が一定の制約を受けることとなったとしても、それは必要かつ合理的なものというべきであるから、違憲・違法をいう原審被告の主張は採用することができない。」

「原審原告（X）は、原審被告の組合員資格を有しており、原審被告（Y）において本件申込みを拒む正当な理由があるとはうかがわれないから、Y は、X に対し、本件申込みを承諾しなければならない私法上の義務を負う（前掲最高裁昭和 55 年 12 月 11 日判決参照）。

そして、Y による本件申込みの拒否は、X に対する不法行為に該当するというべきである。」

3. 評 釈

判決に賛同する。

（1）本判決を取り巻く状況

そもそも漁協における組合員資格は、法律上極めて限定されており、漁協が定款で任意に厳格化する余地をほとんど認めていない。定款で任意に選択できるのは限られた範囲内での漁業の日数のみである（注 1）。漁協でこうした資格要件を設定している理由は、法令解説書には、「漁協が地区内漁業者の生産活動の場を規制する管理漁業権の主体として発生したという歴史的沿革から、漁協が経済事業体としての発展を目指している一方で、漁協が漁業権管理団体としての役割を担い組合員資格について定款によらず法律により限定するという方法をとることにした」と説明されている（注 2）。

これに対して、Y は、高裁判決において、漁協は、憲法 21 条及び 29 条が保障する団体自治権ないし水協法 18 条の授權に基づいて独自の資格審査規程を設けているとして、新規加入申込者に対しては水協法 18 条は適用されず、本件規程 18 条のみが適用されると主張する。

管見の限り、漁協が、団体自治権に基づくか否かはともあれ、独自の慣行ないし資格審査規程に基づき漁協加入の可否を判断している例もみられる。例として、「親が漁協組合員の場合、その子や孫が組合員になることは可能か」という問いに関しては、1 経営体一名までという規定はないため、親と子がそれぞれ独立して漁業に従事し、年間従事日数要件を満たし、組合員資格審査を経て組合員資格が認められれば理論上は可能である。だが、実務上は「定款次第」又は「かなり制限されることが多い」。また、「漁業協同組合に雇用されている漁業者は、組合員資格を得ることができるのか」という問いに関しては、原則として「正組合員」にはなれない。理由は、漁業従事者ではあっても、漁業経営者ではないから、すなわち、「自己の計算と責任で漁業を営む者」ではないからである（ただし、「自己の計算と責任で漁業を営む者」という規定は法条文ではなく、水協法 18 条 1 項の「漁業を営み」という

部分が「単に漁業に従事することを意味するのではなく、自己の計算と責任において漁業経営を行うことをいう」と解釈されているからである。(注 3))。概して、歴史的に、日数だけ満たす形式的組合員が増え、実質的に漁業経営に関与しない者が、議決権や補償金に関する権利を持つことで組合自治を弱めてきた(注 4)。このため、こうした者には「准組合員」が相当であると判断されやすい。この点、「漁業を志し漁業協同組合で働いている漁業者は、どうすれば正組合員資格を得ることができるのか」というより具体的な問いに関しては、独立して漁業を営み、年間所定の漁業日数要件を満たすという方法が考えられる。しかしそれは兼業・副業に該当し、職場から一定の制約を受ける等の問題点がある。

さらに、本件では新規加入についてのみ扱っているところ、組合員としての継続資格要件についての審査が、適正に実施されていない事例があることも問題点としてあげられる。水協法上、組合員資格及びその審査の方法について定款に定めることが求められており、これを受けて各漁協において組合員資格審査に関する規定を設けて運用することが予定されている。また、農林水産省の「水産業協同組合検査実施要領例」では、組合員資格審査委員会及び組合員資格審査基準を設け、毎事業年度 1 回以上資格審査を実施しているかが検査上の着眼事項とされている。既存組合員についても、組合員資格を継続して有しているかについて毎事業年度 1 回以上資格審査を行うことが求められている(水協法 32 条 2 項及び農林水産省の「水産業協同組合検査実施要領例」(注 5))。そのため、新規加入者に対する資格審査のみならず、既存組合員に対する資格審査についても、公平かつ適正に実施されることが重要である。

(2) 本判決の意義

漁協の組合員資格については上記のように少なからずの問題点があるところ、本件の地裁判決は新規加入申込者に対する水協法 18 条 1 項 1 号所定の要件に加えて、本件規程において「漁業を営む意思」等を資格要件として加えることは可能かについて判断した(同法 25 条、現行法 24 条)。

これを受けて、本判決(高裁判決)は、新規加入申込者に対する水協法 18 条と組合員資格審査規程所定の特例(本件規程 18 条:いわゆる地域の実情に合った基準の追加)との適用関係についての解釈を示した上で、漁協の新規加入申込者に係る組合員たる資格の有無等について判断した。

第一次産業従事者の高齢化や数の減少が問題視される一方で、漁業は漁業権という既存の権利が存在する分野でもあり、漁協の従業員としてではなく自己の意思によって事業を行おうとする新規参入は、必ずしも既に組合員である者には歓迎されていないという背景がある。こうした背景において、本判決が示した判断は、新規就漁を目指す者たちへの励みとなるといえる。

（３）地裁判決

地裁判決における争点は、X が資格要件を満たし、正組合員資格を有するにもかかわらず、被告が正当な理由なく本件申込みに応じなかったか否か、である。

X は、水協法 18 条 1 項 1 号及びこれを受けた被告の定款 8 条に定める住所要件及び漁業日数要件を満たしており、正組合員資格を有しているというべきである。

具体的には、証拠《略》によれば、X は、平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの間、陸釣りのみ行って釣り上げた魚を被告のセリに卸していた。こうしたところ、Y は、本件規程 18 条が、住所要件及び漁業日数要件に加えて、「漁業を営む意思」を有することを資格要件とすることを定めていることに基づき、①Y には X のように陸釣りのみを行う組合員はいないこと、②X の上記期間の水揚げ金額は日額数百円から数千円が多かった（少額である）ため漁業で生計を立てることができないことが認められる等との理由をもって、X には「漁業を営む意思」が認められないと判断した。

この点について裁判所は、そもそも本件規程において、漁協入会に際して「漁業を営む意思」を資格要件として考慮することが許されないと判断した。加えて、仮に①②をもって「漁業を営む意思」の有無を判断する点を措いたとしても、これらの事情を踏まえて原告の加入を拒否することは、社会通念及び漁民の協同組織の発達の促進、水産業の生産力の増進等を目的（水協法 1 条）とする法の趣旨に照らして、客観的に一般的に是認されるとは認め難く、正当な理由（水協法 25 条）に基づくものであるということもできないと判断した。

すなわち、漁協の組合員資格を有する者が漁協加入の申込みをしたときは、漁協は、正当な理由がない限り、その申込を承諾しなければならない私法上の義務を負うところ（最高裁昭和 55 年 12 月 11 日第一小法廷判決・民集 34 巻 7 号 872 頁（注 6））、前記のとおり、X は、水協法 18 条 1 項 1 号所定の要件を満たしていることから組合員資格を有し、Y が、本件加入申込みを拒否する正当な理由も認められないのであるから、Y は、本件加入申込みを承諾しなければならない私法上の義務を負う。よって、X は、Y に対し、本件加入申込みについて、承諾の意思表示をするように求めることができる。

また、被告による本件加入申込みの拒否は、正当な理由によるものではないので、不法行為に該当するというべきである。

（４）高裁判決

高裁判決（注 7）における争点も、X が資格要件を満たし、正組合員資格を有するにもかかわらず、被告が正当な理由なく本件申込みに応じなかったか否かであり、改めて新規加入申込者に対する水協法 18 条と組合員資格審査規程所定の特例（本件規程 18 条：いわゆる地域の実情に合った基準の追加）との適用関係が問われた。

裁判所は、この点についての以下のような解釈を示した。本件規程 18 条は、水協法 18 条 1 項 1 号所定の漁業日数要件を満たさない新規加入申込者に適用されるものであり、同号所定の要件を満たす X には適用されないとの判断を示した。その上で、地裁判決を「結論に

において正当」と判断した。

もっとも、本件規程の定めは、水産業協同組合に係る模範定款例（注 8）における定款付属書組合員資格審査規程例（注 9）と同内容であり、平成 19 年水協法改正時の議論（改正趣旨（注 10））に適うものである。

Y は、憲法 21 条及び 29 条が保障する団体自治権ないし法 18 条の授權に基づいて独自の資格審査規程を設けているとして、新規加入申込者については法 18 条は適用されず、資格審査規程 18 条のみが適用されるから、住所要件及び漁業日数要件に加えて漁業を営む意思を有すると認められることなどが必要である旨主張する。しかし、Y の資格審査規程 18 条は、水産庁が制定した「定款附属書組合員資格審査規程例」18 条と同一の内容となっており、Y 独自の規程であるとする点は前提を欠くものといわざるを得ない。この点も踏まえ、高裁判決は、資格審査規程 18 条が水協法 18 条の適用を前提としつつその要件を満たさない場合における特例を定めたものと解されることと改めて判示した。しかも、同規程例の制定趣旨に関する行政資料（注 11）においても、同条は、漁業実績を有しない新規加入申込者について、漁業を営む意思等が客観的に認められる場合に、特例として 1 年間資格要件を満たすものとみなすための規定であると説明されている。

もっとも、本件規程が仮に Y 独自の規程である場合はどうなるのかという疑問は残る。その場合においても、漁協が定款等で水協法 18 条所定の要件以外の条件を定めることはおよそ許容されていない（地裁判決）。

（5）考 察

以下では、漁協を、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づく農業協同組合及び森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づく森林組合と比較してみる（注 12）。

いずれの組合も、組合員の経済的地位の向上ないし経済的利益の増進を設立目的の中核に位置づけている。その上で、漁協が他の第一次産業における協同組合と異なる点として、次の二点を指摘することができる。

第一に、農業協同組合や森林組合が農業経営や森林経営にも重きを置いているのに対して、水協法 11 条の 2 は、事業についての配慮として、漁協は、その事業を行うに当たっては、「水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」と規定する。同条は、平成 30 年の漁業法改正に伴う水協法改正により新設されたものであり、「水産資源の持続的な利用」、「漁業生産力の発展」及び「漁業所得の増大」を一つの条文の中で結びつけている。これは、組合員が海や河川という共通の自然資源を利用して漁業を営むという特質を反映した規定といえよう。

第二に、組合から除名されるなどして非組合員となった場合の影響についても、漁協には農業協同組合や森林組合とは異なる特徴がある。農業者や林業者は、非組合員となったとしても、原則として自己所有の農地や林地等において農業又は林業を継続することができる。これに対して、漁業者にとって漁協の組合員であることは、漁業を営むための重要な基盤と

なり得る。

もっとも、漁協の組合員でなければ、およそ漁業を営むことができないわけではない。漁業権に基づかずに営まれる許可漁業や自由漁業が存在するほか、定置漁業権や区画漁業権については、個人又は法人が免許を受けて漁業を営むことも可能である。他方、共同漁業権は原則として漁協等に免許され、その管理の下で組合員が漁業を営む仕組みとなっている。したがって、漁業権漁業、とりわけ共同漁業権に基づく漁業を営むことができることは、漁協の組合員となることの重要な意義の一つである。

さらに、漁協の組合員であることの意義は、漁業権漁業を営むことに限られない。漁協が漁港施設の利用や管理に関与している地域では、非組合員が組合員と同様の条件で漁港施設を利用することが困難な場合がある。また、水揚げした水産物についても、漁協が開設又は運営に関与する産地市場を通じて出荷・販売することが一般的な地域では、非組合員はその利用に一定の制約を受けることがある。したがって、漁協への加入の可否は、漁業権漁業への参加のみならず、漁港施設の利用、水揚げ、流通及び販売等を含む漁業経営上の基盤へのアクセスにも影響し得る。

このことは、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）上の漁業権制度からも確認できる。漁業権とは、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面で特定の漁業を排他的に営む権利であり、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権に区分される（漁業法 60 条 1 項）。定置漁業権及び区画漁業権の免許は個人や法人にも認められている（同法 72 条 1 項）ものの、共同漁業権は原則として漁協等に対して認められている（同条 2 項）。

平成 30 年の漁業法改正により、定置漁業権や区画漁業権の免許について従来の優先順位制度は廃止されたが、漁業法 73 条 2 項 1 号は、既存の漁業権とおおむね等しい漁業権について、従来の漁業権者が申請し、その者が漁場を「適切かつ有効に活用している」と認められる場合には、その者に免許するものとしている。それ以外の場合には、同項 2 号により、「漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に免許することとされている。従来の漁業権者が漁協である場合も多いことから、漁場を適切かつ有効に活用している限り、漁協が引き続き漁業権者となることが制度上予定されている。

以上のような漁協の機能に照らすと、本件において X が Y のセリを利用していた事実は、とりわけ注目される。X は、陸釣りによって漁獲した魚を Y のセリに継続して卸しており、その際に作成された伝票類は、X が実際に漁獲物を販売していたことを客観的に示すとともに、その漁業実績を裏付ける資料となっている。

この点について、組合員資格審査規程例の制定趣旨及び留意事項に関する水産庁の通知（注 13）においても、個人漁業者の漁業を営む日数は、漁協又は市場における仕切伝票や売上传票等により確認することが原則とされている。これは、水揚げ日数が必ずしも漁業を営む日数と等しいわけではないものの、仕切伝票や売上传票等によって操業の状況を客観的に把握することができるためである。したがって、本件における Y のセリの伝票類は、単

に X の漁業実績を事後的に推認させる資料であるにとどまらず、組合員資格審査制度において漁業日数を客観的に確認するための資料として予定されていたものと位置づけることができる。

しかも、このような漁業実績を客観的に裏付ける資料は、Y 自身が X によるセリへの出荷を受け入れ、その取引記録を作成することによって形成されたものである。それにもかかわらず、Y が、水揚金額が少額であること等を理由として X の「漁業を営む意思」を否定した点には疑問が残る。

もっとも、漁獲物を販売したという事実のみをもって、直ちに水協法上の「漁業を営む」ことになるわけではない。近年では、漁業者が漁獲物をインターネット等を通じて直接販売することも可能となっているほか（注 14）、遊漁者が釣った魚を地域の市場等が買い取る取組もみられる（注 15）。水協法は、「漁業」を水産動植物の採捕又は養殖の「事業」と定義していることから（水協法 10 条 1 項）、重要なのは、採捕及び販売が継続的な事業として行われているかを、その態様、日数、水揚実績その他の客観的事情から総合的に判断することであろう。その意味で、本件における Y のセリへの継続的な出荷及びその伝票類は、X の活動が単なる余暇としての釣りではなく、経済活動としての漁業として行われていたかを判断する上で重要な客観的資料として位置づけることができる。また、地域の産地市場を継続的な出荷先として利用できること自体、漁獲物の安定的な流通・販売という観点から、漁業を生業として営む者にとって重要な意味を有する。

このように、漁協の組合員でなくなることは、直ちにあらゆる漁業を営むことができなくなることを意味するものではないものの、漁業の種類や地域の実情によっては、漁業を生業として継続することを著しく困難にする場合がある。実際、組合員除名決定無効確認請求事件においても、漁協からの除名は、「その組合員から漁業を営む権利を実質的に剥奪することになり、除名処分の対象とされた組合員に極めて重い制裁を課すことになる」と指摘されている（注 16）。

すなわち、第一次産業の協同組合の中でも、漁協に加入できるかどうかは、単に組合員として相互扶助や共同事業の利益を享受できるかという問題にとどまらず、漁業権漁業への参加、漁港施設の利用、水揚げした水産物の流通・販売等を通じて、事実上、漁業を生業として継続することが可能かどうかという問題に直結し得る。

以上を踏まえると、水協法 18 条所定の正組合員たる資格を有する者であっても、漁協への加入が認められていない段階では営むことのできない漁業があり、また、漁業経営上必要となる施設や流通・販売の仕組みを十分に利用できない場合もある。すなわち、法定の組合員資格を有することと、実際に漁協への加入が認められて組合員となることとは別の問題であり、その間には漁協による加入の承諾という過程が存在する。このため、組合員たる資格を有する者が漁協への加入を希望する場合に、その加入の可否を漁協の恣意的な判断に委ねることは相当ではない。

水協法は、18 条において組合員たる資格を規定するとともに、25 条において、「組合員た

る資格を有する者が組合に加入しようとするとき」は、正当な理由なくその加入を拒み、又は現在の組合員が加入の際に付された条件よりも困難な条件を付してはならない旨を定める。このように、水協法は、123 条から 127 条までに行政庁による監督に関する規定を置くのみならず、組合員たる資格を有する者との関係においても、その者が組合加入の申込みをしたときは、正当な理由のない限り、その申込みを承諾しなければならない私法上の義務を組合に課していると解される。

本判決は、この趣旨を踏まえ、新規加入申込者に対する水協法 18 条と組合員資格審査規程所定の特例との適用関係について解釈を示し、漁協の新規加入申込者に係る組合員資格の判断について一定の基準を明示した点に重要な意義がある。組合員資格を有する者の新規加入は、組合の人的基盤を拡大するとともに、漁業者の協同組織としての相互扶助、共同事業及び漁業資源の管理を担う基盤を強化するという利益をもたらす一方、既存組合員にとっては、従来享受してきた利益が相対的に減少する可能性もある。漁業界全般においても、担い手不足を背景として人的基盤の拡充が求められる一方、新規参入者と既存組合員の権益との間には緊張関係が生じ得る。まさに、こうした利害関係が存在するからこそ、水協法は、組合員資格及び加入について 18 条及び 25 条を置き、漁協による恣意的な判断を制約していると考えられる。したがって、各漁協における組合員資格審査の公平かつ適正な運用とともに、都道府県による適切な指導監督が、今日においてもなお重要な課題である。

謝辞：本稿は、2025（令和 7）年 7 月 13 日の執筆者による企業法学会報告（於 筑波大学東京キャンパス文京校舎 120 講義室）を論稿化したものである。会員の皆様から頂いたコメントやご質問に感謝申し上げます。

（脚注）

（注 1）漁協組織研究会編著（旧平林平治・浜本幸生共著）「水協法・漁業法の解説（21 訂版）」漁協経営センター出版部（2000 年）93 頁。

（注 2）漁協組織研究会編著・前掲注 1）93-94 頁。

（注 3）一定の経済的な取組が「対価を得て継続的に行なう事業」に該当するには、それが自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有する業務であるだけでなく、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務でなければならないといふべきである（最高裁昭和 52 年（行ツ）第 12 号同 56 年 4 月 24 日第二小法廷判決・民集 35 巻 3 号 672 頁）及びウタリ共同事件（北海道海面漁業調整規則違反被告事件）最三小判平成 8 年 3 月 26 日（最高裁判所刑事判例集 50 巻 4 号 460 頁）・札幌高判平成 4 年 4 月 16 日（最高裁判所刑事判例集 50 巻 4 号 542 頁）参照。

（注 4）水協法の平成 19 年改正がなされた理由の一つには、本判決において「組合員資格の審査手続が組合自治の観点から組合自身に委ねられてきた結果、近年、漁業保証金（ママ）の配分が利権化したこと等を背景に、配分を行う理事と法定の要件を満たさない正組合員との癒着が生じ、資格審査が適切に行われないために組合自治に支障が生じているケースがみられる」とも示されたように、ひとたび組合員になってしまえば組合員資格が既得権益化していることが挙げられる。新規加入者を厳しく審査する一方、既存組合員の資格喪失を放置する、という運用こそ平成 19 年改正が問題視したところである。平成 19 年改正時に既にこうした

認識があったにもかかわらず、改善されず、いまだ適正な資格審査が実施されていないことこそが問題である。

(注 5) 農林水産省の「水産業協同組合検査実施要領例」19 頁。

(<https://www.maff.go.jp/j/kensabu/chosei/kensa/kunrei/attach/pdf/index-515.pdf>、2026 年 8 月 28 日最終閲覧) では、検査事項として、「組合員資格審査委員会及び組合員資格審査基準を設け、毎事業年度 1 回以上資格審査を実施しているか」「資格要件を欠くこととなった者を組合員として存続させていないか」を挙げている。

(注 6) 判例解説に塩崎勤「漁業協同組合の組合員たる資格を有する者の組合加入の申込と組合の承諾義務」最高裁判所判例解説民事編昭和 55 年度 394-410 頁等がある。

(注 7) 判例解説に、山口敬介「漁業協同組合における組合員資格」新・判例解説 Watch38 号 45 頁がある。

(注 8) 水産庁「水産業協同組合に係る模範定款例」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/mohanteikanrei.html> (2026 年 8 月 23 日最終閲覧)。

(注 9) 水産庁「定款付属書組合員資格審査規程例」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/attach/pdf/mohanteikanrei-34.pdf> (2026 年 8 月 23 日最終閲覧)。

(注 10) 第 166 回国会参議院農林水産委員会第 13 号平成 19 年 5 月 24 日の議事録には以下の記述がある。

003 国務大臣 (松岡利勝君)

「次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、水産業協同組合法の一部改正であります。

漁業協同組合の経営状況についての組合員自身による適正な判断、行政による適正な監督に資するため、すべての漁業協同組合を対象として、事業別損益を明らかにした書面の作成等を義務付けることとしております。また、漁業協同組合の組合員の資格審査が公平かつ適正に行われるよう、組合員の資格及びその審査の方法を定款の絶対的記載事項とするとともに、漁業協同組合が行う共済事業の健全性の確保及び共済契約者の保護のための措置等を講ずることとしております。」

発言の URL : <https://kokkai.ndl.go.jp/txt/116615007X01320070524/3>(2026 年 8 月 23 日最終閲覧)。

(注 11) 水産庁水産経営課長通知_漁業協同組合定款付属書組合員資格審査規程例の制定の趣旨及び留意事項について(施行 平成 20 年 4 月 1 日付け 19 水漁第 3943 号水産経営課長通知)、7 頁。

(注 12) 拙稿 (2025)「漁業法改正を契機とする漁業権に係る予備的考察——歴史、漁業調整、漁協のガバナンス——」明治学院大学法と経営学研究所年報 19-50 頁。

(注 13) 水産庁・前掲注 11) 4 頁。

(注 14) 農林水産省九州農政局等「第 3 回熊本県産アサリブランド再生協議会(議事録)」3-4 頁、<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/234386.pdf> (2026 年 8 月 28 日最終閲覧)。

(注 15) ばんばた市場「釣った魚を地域通貨で買取る「ツッテ西伊豆」」

<https://hanbata.com/tsuttenishiizu/>(2026 年 8 月 28 日最終閲覧)。

(注 16) 組合員除名決定無効確認請求事件 (鹿児島地判平成 15 年 3 月 26 日 LEX/DB 文献番号 28082062) は、漁協からの除名について、「その組合員から漁業を営む権利を実質的に剥奪することになり、除名処分の対象とされた組合員に極めて重い制裁を課すことになる」と判示している。

(参考) ○水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号。平成 30 年法律第 95 号による改正前のもの。)

(組合員たる資格)

第十八条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて九十日から百二十日までの間で定款で定める日数を超える漁民
- 二 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合
- 三 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(組合及び漁業生産組合を除く。)であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。)の合計総トン数が千五百トンから三千トンまでの間で定款で定めるトン数以下であるもの

○Y の定款の定め

Y の定款には、以下の内容の定めがある。

ア 4 条(地区)

この組合の地区は、沖縄県沖縄市の区域とする。

イ 8 条(組合員の資格)

1 項 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

(1) この組合の地区内に住所を有し、かつ、1 年を通じて 90 日を超えて漁業を営み又はこれに従事する漁民

ウ 8 条の 2(組合員の資格の審査)

1 項 この組合は、現に組合員である者及び次条 1 項の規定により組合員になろうとする者(以下「組合員等」という。)について、年 1 回以上、前条に規定する組合員の資格(以下「組合員資格」という。)の審査を行うものとする。

2 項 この組合に、組合員資格の審査を適正に行うため、組合員資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)を置く。

3 項 組合員等の組合員資格の有無は、理事会においてこれを決する。この場合には、当該理事会は前項の資格審査委員会の意見を聴かなければならない。

4 項 前項の理事会が開催されるまでの間は、資格審査委員会の審査の判定を理事会の決定とみなす。

5 項 前各項に規定するもののほか、組合員資格の審査の方法に関する事項は、附属書組合員資格審査規程の定めるところによる。

○Y の定款附属書組合員資格審査規程(以下「資格審査規程」という。)の定め

資格審査規程には、以下の内容の定めがある。(控訴審の判決文から抜粋)

ア 1 条(資格審査委員会の職務)

資格審査委員会は、組合員等について、定款 8 条に規定する組合員資格の有無を審査し、理事会に意見を述べなければならない。

イ 11 条(組合員資格の審査事項)

1 項 1 条の規定による審査は、次の各号に掲げる事項(以下「審査事項」という。)が組合員資格の要件(以下「資格要件」という。)に該当するかどうかにより行うものとする。

- (1) 漁業を営む個人(以下「個人漁業者」という。)にあつては、漁業を営む日数
- (3) 住所

2 項 前項の審査は、原則として毎年 1 月から 12 月までの 1 年間における審査事項について、次条から 19 条までに規定する基準により行うものとする。

ウ 12 条(個人漁業者の漁業を営む日数の算定の基準)

1 項 個人漁業者の漁業を営む日数は、次の各号の日数を合算した日数とする。(1) 漁業(養殖業を除く。)を営む者については、この組合又は他の組合の水揚げ切書又は市場の売上伝票等で確認される水揚げ日数の合計日数

エ 18 条(新規加入申込者の特例)

1 項 この組合の組合員になろうとする者が新たに漁業を営もうとする個人である場合には、当該組合員になろうとする者が漁業を営む意思を有し、当該漁業を営む他の正組合員又は准組合員と同程度の操業を行うと客観的に認められるときは、1 年間に限り当該組合員になろうとする者の漁業を営む日数は、正組合員又は准組合員の資格要件に該当するものとみなすことができる。

2 項 前項に規定する「漁業を営む意思」とは、漁業を営もうとする場合に通常必要と認められる漁船、漁具等の手配、漁業に必要な資金及び資材の調達並びに許可等の申請の状況その他の事情（書面等により確認できるものに限る。）から合理的に判断して、確実に漁業を営むと見込まれるものでなければならない。